

前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知:2022 年 12 月 13 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等:
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	都市交通、公共交通整備、都市計画 に係る各種調査
対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語(スペイン語ができると望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

パナマ首都圏では急速な人口増加及び都市域の拡大が起きている。地方部と都市部の極端な社会経済格差による向都離村が人口増加に拍車をかけ、パナマ首都圏は国の総人口 440 万人(UN、2022 年)の半数相当である約 190 万人(世界銀行、2017 年)の人口を有している。首都圏中心部の地価高騰により、居住地域が辺縁部に拡大し、首都圏中心部と辺縁居住地域との間で、朝夕のピーク時間帯を中心に深刻な交通渋滞が慢性化している。

パナマ首都圏には、都心部と首都圏北部を結ぶメトロ 1 号線、都心部と首都圏東部を結ぶメトロ 2 号線が開通しているが、他の公共交通機能との連携が十分に出来ていない。また、メトロ以外の唯一の公共交通である MiBus は、パナマ市内のみバスサービスを提供しているため、パナマ市外は非公式の独立したバス事業者が様々な

形式でサービスを提供している。そのため、都市交通システムの整備が整っておらず、自家用車の利用増加による深刻な交通混雑を引き起こしている。

首都圏西部地域には約 52 万人が居住しており、急速な人口増加がみられる。将来予測によると、2040 年には 100 万人に達すると言われている。同地域では、住宅開発が進められているものの、ファミリー層を対象とする戸建ての住宅地（低層かつ低人口密度）開発が広がっており、自家用車の使用を促進させている。多くの西部地域住民は通勤、行政・商業サービスを利用するためにパナマ運河を超えてパナマ市に行くが、西部地域とパナマ市を繋ぐのは道路橋が 2 つ（アメリカ橋、センテナリオ橋）しか存在しないため、朝夕の通勤時間以外の昼間でも交通渋滞が大きな課題となっており、バス等の公共交通は渋滞する道路を自家用車と共有せざるを得ない。これにより、バスは時刻表通りに走っておらず、ピーク時には旅客が全員乗り切れない場合が多発している。このような道路混雑を改善するため、都市交通システム整備と一体となった持続可能な都市開発および関係機関間での効率的な連携が求められている。

このようなパナマ首都圏の課題に対し、パナマ政府は、都市交通問題解決のため、メトロ 4 路線からなる都市交通網計画を策定した。JICA は「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」の実施を通じ、首都圏西部地域と中心部をつなぐモノレール方式の交通システムの導入により、西部地域へのアクセスの大幅な改善及び首都圏の交通機能の改善に協力している。同事業は都市開発のバックボーンとなり、西部地域における新たな経済活動の誘因が期待されるが、同地域のインフラ・住宅開発は着々と進められているものの、3 号線事業の連結性を念頭に置いた沿線開発は行われていない。そのため、3 号線事業の裨益効果拡大及び西部地域の持続的な経済発展を目的とし、整備予定駅周辺の開発計画や交通結節点の整備を実施する必要がある。JICA は 2021 年度に「パナマ首都圏都市交通 3 号線事業 公共交通指向型開発にかかる情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」という）を実施し、3 号線沿線の社会経済状況にかかる情報収集及び TOD 実施に係る都市開発関連法の整理、TOD 実施対象となりうる主要駅の選定等を行った。

情報収集・確認調査の結果を受けて、パナマ政府は日本政府に対して、TOD 計画策定能力強化及び実施促進のための関係機関連携強化を目的とする「パナマ国首都圏公共交通指向型開発計画実施プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施に係る協力を要請した。これを受けて、JICA は今後の技術協力プロジェクトに必要な協力内容の検討と提言の取りまとめを目的とする詳細計画策定調査を実施することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、

他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の検討に必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2023 年 1 月上旬～中旬)

- 1) 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握する。
- 2) 我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- 3) 1) 及び 2) を踏まえて、担当分野にかかる調査計画、方針案、面談先等を検討し、調査日程(案)を作成する。
- 4) 現地調査で収集すべき情報を整理・検討する。
- 5) 本格協力にむけた方針にかかる担当分野関連部分を検討する。
- 6) パナマ政府関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英語)を作成し、JICA に提出する。(JICA が全分野の質問票を取りまとめ、現地業務開始前に先方関係機関に送付することを想定している。)
- 7) 担当分野に係る対処方針(案)(和文)を検討した上で、JICA が開催する現地渡航前の対処方針会議等に参加し、担当分野に係る調査計画・方針案を整理のうえで、JICA に提出する。

(2) 現地業務期間(2023 年 1 月中旬～2 月上旬)

- 1) 現地業務開始時に、JICA パナマ事務所、パナマ側関係機関に調査計画・方針案を説明する。
- 2) 情報収集・確認調査報告書で提言されている TOD 推進実現に向けた政策について、現地調査及び協議を通じて以下の分析を行う。
 - (ア) メトロ公社の都市開発及び TOD にかかる権限の明確化
 - (イ) 地区整備計画策定主体にかかる検討および特定
 - (ウ) バス事業の許認可・事業者・運営状況に係る調査
 - (エ) 対象 2 駅周辺フィーダー交通補足調査
- 3) 情報収集・確認調査報告書で提案された TOD コンセプトプランの進捗及び今後の扱いについて、現地調査及び協議を通じて以下の分析を行う。
 - (ア) 関係機関のコンセプトプランにかかる認知度の確認
 - (イ) コンセプトプランの内容および計画範囲について関係機関と協議
 - (ウ) 本プロジェクトで策定を目指す TOD 計画の内容、法制度上の位置付け及びその承認プロセスの確認
 - (エ) 上記(ア)～(ウ)(を踏まえたパナマ側のキャパシティギャップの確認
- 4) 情報収集・確認調査で提案された関係機関の TOD に係る役割分担について

て、関係機関の意向を確認する。

(ア) TOD 促進・管理委員会設立の協議

(イ) カウンターパート機関の特定

5) 担当分野にかかる情報・資料の収集、現状把握と分析、課題の整理
既存調査結果等のレビューを通じて、効率的に整理を行うものとする。

(ア) 社会経済フレームワークの現状

(イ) 関連計画、政策、統計データの現状

(ウ) パナマ首都圏の都市開発の現況

(エ) パナマ首都圏における公共輸送サービスの現況

(オ) 主な経済活動、土地利用概況、主要な都市開発事業、インフラ整備事業

(カ) 都市交通関連の法制度、予算

(キ) 都市交通セクターにおける ICT 導入、民間事業者の現状

(ク) 我が国の協力実績と開発調査の活用状況、教訓

(ケ) 他ドナー等による協力状況、実績、教訓

(コ) 都市交通、公共交通の課題

(サ) 能力開発にかかる優先課題の整理

6) 本格協力にかかる以下の内容について、担当分野の観点から検討する。

(ア) 協力量針の検討(プロジェクトの狙い、能力開発の方針を含む)

(イ) プロジェクトの内容、実施体制にかかる提言

(ウ) プロジェクトの投入、先方負担事項にかかる提言

(エ) 再委託の範囲の検討、現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単
価に関する情報の収集

(オ) プロジェクトの協力量針にかかる協議への参加、助言

(カ) プロジェクトの実施に向けた留意事項(ICT 活用、本邦技術活用、研修
事業との連携、第三国協力等)、交通調査の内容

(キ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事項の整理

(ク) プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項(気候変動対策、貧
困対策、ジェンダー、ダイバーシティ)の整理

7) 担当分野に係る議事録、面談録及び収集資料リストを作成する。

8) パナマ側関係機関との協議に出席し、担当分野の範囲からのコメント等を行
うとともに議事録を作成する。

9) 担当分野に係る現地調査結果の要旨を JICA パナマ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023 年 2 月上旬～中旬)

1) 帰国報告会団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

2) 収集資料を分析・整理する。

- 3) プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）の取りまとめを行う。
- 4) 担当分野にかかる本プロジェクトのリスク管理チェックリスト（案）を作成する。
- 5) 担当分野に係る本プロジェクトへの助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
- 6) 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務完了報告書（和文、電子データ、簡易製本 3 部）

2023 年 2 月 17 日（金）までに以下を添付して、JICA 社会基盤部都市・地域開発グループに提出すること。

- 1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案（和文）を添付
- 2) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄メキシコシティ⇄パナマシティを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- 1) 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 1 月 16 日～2 月 5 日を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1～2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間がありません。

す。現時点でパナマ入国時には、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書(3回)又は出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が求められています(隔離期間なし)。最新の状況は在パナマ日本大使館等のホームページをご参照ください。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ① 総括(JICA)
- ② 協力企画(JICA)
- ③ 公共交通指向型開発(本コンサルタント)
- ④ 環境社会配慮(JICA が別途契約するコンサルタント)
- ⑤ 評価分析(JICA が別途契約するコンサルタント)

3) 便宜供与内容

JICA パナマ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等との移動期間については、職員等と同乗する)
- エ) 通訳備上: 英語⇄スペイン語の通訳提供可
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp(担当: 境)宛にご連絡ください。

- ① 要請書(スペイン語、日本語仮訳)
- ② 案件概要表(詳細計画策定調査前)

- 2) 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

- ① パナマ国 首都圏都市交通 3 号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート概要版(2022 年2月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047623.html>

- ② パナマ国 首都圏都市交通 3 号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート(2022 年2月)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047622.html>
- ③ パナマ国 首都圏都市交通(3 号線)整備事業準備調査ファイナルレポート(2014 年 9 月)
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_618_12176129.html
- ④ ODA見える化サイト「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業(第一期)」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/PA-P2-1/index.html>

3) 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3)その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パナマ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以 上